

# 長野県環境審議会議事録

日時 平成29年10月19日(木)

午後1時30分～午後4時

場所 長野県庁議会棟 第1特別会議室

司会

定刻となりましたので、ただいまから平成29年度第4回長野県環境審議会を開会いたします。本日の司会を務めます、環境政策課企画幹の今井でございます。よろしくお願いいたします。

始めに、委員の出欠の状況でございます。本日、都合によりまして、太田信子委員、織英子委員、北村智委員、杉本幸治委員、また、急遽、平林公男会長が欠席ということで、5名の委員から欠席との連絡をいただいておりますので、ご報告申し上げます。

これによりまして、本日の審議会は委員数19名に対しまして、出席者14名で過半数の出席となりますので、「長野県環境基本条例」第30条第2項の規定によりまして会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。

次に、お手元にお配りした資料の確認をお願いします。

本日の会議資料は、会議次第と出欠名簿の他に、事前に送付してあります資料1から資料4でございます。なお、追加の資料としまして、資料1-2を、また、差替えということで資料3-2をお配りしておりますので確認をお願いします。

会議次第裏面の出欠名簿でございますが、平林会長の出席欄が○(まる)となっておりますので、こちらの修正をお願いします。

それでは、これから審議に移ります。

本日の議題でございますが、審議事項といたしまして、「第四次長野県環境基本計画の策定及び第6次長野県水環境保全総合計画の策定について」「第二種特定鳥獣管理計画(第3期イノシシ管理)の策定について」の中間報告が2件、「長野県環境エネルギー戦略の中間見直しに係る意見書(案)について」が1件、「県立自然公園条例の一部改正について」の報告案件が1件でございます。

議長につきましては、「長野県環境基本条例」第30条第1項の規定により会長が務めることとなっておりますが、冒頭申し上げましたとおり、本日、平林会長から、急遽欠席されるとの連絡がありました。

長野県環境基本条例第28条第3項の規定により、会長から会長

唐木議長	<p>代理として指名されております織英子委員に議長を務めていただくところでございますが、織委員も本日都合によりご欠席でございます。</p> <p>このため、本日は平林会長から新たにご指名をいただきました唐木一直委員に会長代理として議長をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、唐木委員、議長席へ移動をお願いいたします。</p> <p>改めましてこんにちは。会長と会長代理が欠席ということで、急遽議長を務めることになりました南箕輪村長の唐木でございます。ピンチヒッターということでありますので皆様方の格別なご協力をお願いいたします。それでは着座にて進行させていただきます。よろしくお願いをいたします。</p> <p>審議に先立ちまして、本日の議事録署名委員を指名させていただきます。</p> <p>本日の議事録署名委員は、中村義幸委員と林和弘委員をお願いいたします。</p>
中村委員長	<p>それでは議事に入ります。</p> <p>始めに審議事項ア「第四次長野県環境基本計画の策定及び第6次長野県水環境保全総合計画の策定について」でございます。</p> <p>長野県環境基本計画については、新たに第四次の長野県環境基本計画を策定するに当たり、長野県環境基本条例第8条第3項の規定により、当審議会に意見を聴かれているものです。</p> <p>また、長野県水環境保全総合計画についても、新たに第6次の総合計画を策定するに当たり、長野県水環境保全条例第7条第3項の規定により、当審議会に意見を聴かれているものです。</p> <p>両計画は一体的に策定していくということで、本年4月に諮問され、現在、「長野県環境基本計画策定専門委員会」において検討をいただいております。</p> <p>本日は専門委員会の中村寛志委員長に出席いただいておりますので、現在の検討状況につきまして、ご説明をお願いいたします。</p> <p>失礼します。専門委員会の委員長をしております中村です。着座にて説明させていただきます。では、資料1-1に沿ってご説明させていただきますので、よろしくお願いたします。</p> <p>4月25日に開催された当環境審議会において、知事から諮問されました「第四次長野県環境基本計画」の策定について、これまでの検討経過をご報告致します。計画の位置付けは1に記載のとおりでありまして、2の記載にあります6名の長野県環境基本計画策定専門委員によりまして、これまで専門委員会を3回開催し、</p>

議論を重ねてまいりました。

3の検討状況でございますが、4月27日の第1回の専門委員会では、第三次長野県環境基本計画の進捗状況を確認するとともに、環境を取り巻く現状と課題を整理して、第四次長野県環境基本計画の主な検討項目について意見を交わしました。続いて、6月15日の第2回の専門委員会では、第四次長野県環境基本計画の構成について検討を行いました。委員から、構成について「長野県らしさ」があった方がよいとの意見があり、第三次の計画で各章の最後に記載していた「自然環境の保全」を、今回の計画では「持続可能な社会の構築」、「脱炭素社会の構築」に次いで3番目のテーマに位置付けることとしました。9月13日の第3回の専門委員会では、計画の骨子（案）について検討いたしました。委員からは、SDGsをいかに反映するか、基本目標や達成目標の考え方、現状・課題や将来像に記載すべき内容などについて意見が出され、議論を行いました。また、分野ごとに現状・課題などについて更なる検討を行うため、9月末から10月初旬にかけて、専門委員による分野別の検討を行ったところです。このほか、別紙に記載しておりますとおり、県民との意見交換や有識者へのヒアリングなどを実施しまして、多くの方々の意見を計画に反映するよう努めてまいりました。

裏面にまいりまして、4の計画の基本的考え方でございますが、今回の計画では、「SDGsによる施策の推進」を基本的考え方とすることとしております。近年、パリ協定の採択など、地球温暖化に対する危機感が世界中で高まっており、私の専門であります「生物多様性」の分野におきましても、里山の管理放棄、あるいは、開発に加えて、地球全体で生じる気候変動は生物多様性を脅かす要因となると考えられています。今や、生物多様性と自然環境を保全しながら、いかにして持続可能な開発を減らしていくかは、地球規模での課題となりつつあります。このような状況を踏まえまして、SDGsは、2015年9月に「国連持続可能な開発サミット」において採択されたものであり、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に統合的に取り組むことにより持続可能な社会の実現を目指すものであり、貧困からパートナーシップまで、2030年までに達成すべき17のゴールと169のターゲットが掲げられています。これを受けて、日本政府では2016年に「SDGs実施指針」を決定しまして、その中で地方自治体においても取組を促進することが述べられています。目標達成に向けては、県民、事業者、NPO、行政機関など、すべての個人・団体がSDGsを理解し、それぞれの立場で主体的に行動することが求められています。このような観点を踏まえまして、本計画では、あらゆる主体のパートナーシップによる取組を通じて、信州の美しく豊かな自

鈴木環境政策課長

然環境を次代に引き継ぐとともに、恵まれた環境を最大限に活かして、経済・社会・環境の統合的向上を図り、持続可能な社会の実現を目指すことを計画の基本的考え方と致しました。

5のスケジュールでございますが、11月14日に第4回目の専門委員会を開催し、答申案の検討を進めてまいりたいと考えています。その後、パブリックコメントを経て、来年1月に環境審議会に報告したいと考えています。骨子の内容については、事務局から説明させていただきますので、よろしくお願い致します。

環境政策課長の鈴木でございます。よろしくお願い致します。

今回ご報告させていただきます骨子につきましては、第1回の環境審議会で委員の皆様からいただいたご意見も踏まえまして、計画策定専門委員会で議論をしていただき、現時点での考え方を取りまとめたものでございます。資料1-2が骨子の概要、また、資料1-3が骨子の本文でございますが、私からは、資料1-2の概要に基づきまして説明をさせていただきますので、そちらをご覧いただきたいと思います。

まず、「第4次長野県環境基本計画」の構成でございますが、全部で5章の構成となっております。第1章が一番左の「計画の基本的考え方」、第2章がその右の「現状と課題」、第3章が「長野県の将来像」、第4章が「計画期間中の目標と実施施策」で、第5章が左下の「計画の推進体制等」でございます。

第1章「計画の基本的考え方」につきましては、ただいま中村委員長からご説明いたしました通り、SDGsにより持続可能な社会を目指す計画としております。また、計画期間は、平成30年度から34年度までの5年間でございます。4の「対象とする施策の範囲」につきましては、そこに記載の「持続可能な社会の構築に関すること」、「脱炭素社会の構築に関すること」、「生物多様性・自然環境の保全と利用に関すること」、「水環境の保全に関すること」、「大気環境等の保全に関すること」、「循環型社会の形成に関すること」の6つの柱を掲げておりまして、この柱ごとに、第2章、第3章、第4章を記載しております。前回との違いで申し上げますと、前回は「水・大気環境の保全」を一つのくくりといたしまして5本の柱としておりましたが、今回は、「第6次長野県水環境保全総合計画」としても位置付けていることから、「水環境の保全」を独立させまして、6つの柱としております。また、前回の「地球温暖化対策・環境エネルギー政策」を、今回は「脱炭素社会の構築」に、「自然環境の保全」を「生物多様性・自然環境の保全と活用」というように、名称につきましても、今日的課題に対応するよう見直しをしております。

第2章は「現状と課題」でございます。まず、「持続可能な社会

の構築」では、SDGs達成に向けて地方自治体の取組が求められていることや、人口減少社会の到来による地域活力の低下、県民の環境意識の低下をあげております。また、「脱炭素社会の構築」につきましては、地球温暖化の進行と、パリ協定をはじめ世界的規模での取組の進展、本県における温室効果ガス排出量の増加や再生可能エネルギーの普及が十分ではないことなど、「生物多様性・自然環境の保全と利用」では、開発や里山の利用衰退などによる動植物の生息・生育への脅威や、本県の豊かな自然環境が十分に活かし切れていない状況など、「水環境の保全」では、湖沼の環境基準達成率が低いことや、地下水の浸透量が減少していることなど、「大気環境等の保全」では、光化学オキシダントなどの県外からの移流による広域的な大気汚染の懸念など、「循環型社会の形成」では、一般廃棄物について、2年連続で、日本一「ごみ排出量」の少ない県となったことや、産業廃棄物の総排出量が増加傾向にあることなどを記載しております。

第3章「長野県の将来像」につきましては、SDGsで目標としている「概ね2030年頃」の長野県の姿を、それぞれの柱ごとに記載しております。

次に、第4章「計画期間中の目標と実施施策」でございます。基本目標につきましては、現在、空欄としておりますが、第4次の計画を端的に表すキャッチフレーズを、今後掲げてまいりたいと考えております。また、6つの柱につながる施策の体系につきましては、「持続可能な社会の構築」につきましては「参加と連携による環境保全の推進」以下4項目、「脱炭素社会の構築」につきましては、「エネルギー需要の県民の手によるマネジメント」以下3項目、「生物多様性・自然環境の保全と利用」につきましては、「多様な自然環境の保全」以下3項目、「水環境の保全」につきましては、「水資源の保全と適正な利活用」以下3項目、「大気環境等の保全」につきましては、「大気環境等の保全」以下2項目、「循環型社会の形成」につきましては、「廃棄物の3Rの推進」以下2項目に整理してございまして、その下に、今後5年間で取り組む施策の内容をさらに細分化して記載をしております。

また、この概要の中には記載はしておりませんが、本文の中では、これまでの「環境を保全するための取組」に加えまして、SDGsの視点を踏まえ、長野県の豊かな自然や環境を活かして「経済や社会」の課題解決を目指す取組を、「環境を活かした取組」として記載をしております。

このほか、「達成目標」につきましても、今後、施策の柱ごとに記載をしております。これに加えまして、右下でございしますが、今回の計画では、「地域の特性を踏まえた取組」としまして、山岳高原や中山間地など、本県の特長である標高差に着目した主な取

組を「垂直ゾーニング」として、また、10の広域圏ごとに、地域の課題や個性を活かした取組を「水平ゾーニング」としてお示しすることとしております。左下の第5章「施策の推進体制等」につきましては、県民・NPO、事業者、国・市町村等との連携や、県内部での部局間の連携に加えまして、職員の人材育成も進めてまいります。

以上が、第4次長野県環境基本計画の骨子の概要でございます。本日は、これまでの検討状況についての中間報告でございますが、今後さらに計画策定専門委員会で議論をいただきまして、答申案をまとめてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。説明は、以上でございます。

唐木議長

専門委員会から説明をいただきました。ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問がございましたらご発言をお願いします。

打越委員

資料の1-3の骨子、事前にお送りいただいたものを読んできたので、これについて質問、意見を述べたいと思います。

まず1点。資料1-3の5ページから6ページにかけて、「持続可能な社会の構築に関する状況」という項目です。SDGsを活用しながら、これを第4章の施策を提示するところで、関連する項目としてブロックのように提示してあるというのが非常に興味深い仕掛けで良いなと思いました。この中で一番気になったのが6ページの一番下のところで、「環境のためになること（環境に配慮した暮らし）に関わる県民の意識」というところで、20代、30代の若い人が環境に配慮した暮らしをしているかという質問に対して、年上の世代よりも、がくと数値が落ちている。若い人ほど環境に配慮した暮らしをしているという意識がないという結果が出ていることが気になりました。これをそのまま額面どおり受け取って、若い人は環境に配慮していない、というわけではないのかもしれない。確かに本当に環境に配慮していない可能性もありますけれども、若い人たちは子どもの頃から環境の大切さを教えられてきているので、自分は特別なことはしているわけではないという謙虚な感覚を持っているのかもしれない。逆に、それより上の世代は公害、自然破壊、あるいはバブル経済の時代を体験しているからこそ、環境を守らないといけないという自覚があつて、今の若い人たちは、自然環境が大切にされるようになった時代だから、あまり考えていないということなのかもしれない。若い人たちにも、長野県の環境の良さというものを、どうやって実感してもらって、どうやって自分たちが関わっていこうと思ってもらえるのか、普及啓発というものはすごく大事なところだと思います。その普及啓発に当たって、どういうふう若い人を巻き

込むのかといったときに、ごみの分別をちゃんとやっているか、流しに油を流さないとか、自家用車よりも公共交通を利用するとか、そういう話は、私たち年長者からしてみれば意図してやることですが、ご飯はお母さんが作ってくれる、自分でマイカーを運転するわけではない、そういう世代にとってみれば、環境に配慮した暮らしとは何なのか。それが分かってない可能性がある。実はそれを実践しているかもしれないけれども、分かっていないのかもしれない。そう考えると、実際に環境に配慮した暮らしって何だ、具体的に、これを行っているか、やっていないかということをもう少し客観的にしていく議論も必要ではないか。環境に配慮した暮らしをしているかという意識を聞くだけではなくて、具体的にこういうものを行っているのか、やっていないのか、それを分かりやすく提示しながら、実際の行動を炙り出していくような調査や仕掛けを第4章の施策に入れ込んでいけたらと思います。今、具体的に話をすると長くなるので、要は若者をどう巻き込むのか、時代に応じた環境の普及啓発を考える上で必要ではないかと思いました。以上です。

唐木議長

それでは事務局の方からお願いします。

鈴木環境政策課長

ただいま、若い人たちの環境への意識を正確につかんだ上で、さらに普及啓発に努めるべきではないかというご意見かと思えます。確かに、データとしては、こういったアンケートしか手元になくて、具体的に詳細な調査があるわけではありませんが、私もいろいろと話を聞く中では、キッズISOの取組では、子どもたちが家庭の電気をこまめに消す、冷蔵庫を開けたらすぐ閉めるとか、中にビニールを貼ったらどうだとか、そういった取組をやって、初めて電気の大切さが分かったといったご意見もいただいておりますので、第4章の施策の中では、子どもたちへの環境教育を通じて、子どもたちが環境について考えるきっかけとなる場づくりを検討していきたいと考えております。

大和田委員

大和田でございます。環境基本計画策定委員も務めております。改めてこのデータを見た時に、20代、30代の人意識が低いと見えますが、先週、東京で「源流サミット」という、全国の源流地域の自治体の首長が集まるサミットが都内でありまして、そのシンポジウムで私と根羽村の村長さん、「ソトコト」という雑誌の編集長がパネルディスカッションで話をさせていただきました。「ソトコト」という雑誌は元々はエコマガジンだったんですが、10年くらい前にロハスピーブルのための快適マガジンという位置付けになりました。そのロハスも5年ほど前に変わりました。今

は「ソーシャル&エコマガジン」と呼ばれています。編集長いわく、今の若い人、20代、30代の人ですが、彼らは環境よりも「ソーシャル」なことに関心があるのだそうです。「ソーシャル」「社会問題」といいますと、SDGsの視点は社会のすべての問題を網羅していますので、その一つとして環境問題があると話をする、若い人の関心が変わるのではないかと考えました。この調査では時系列で20代、30代の意識が下がってきているのか分かりませんが、もしかすると、切り口が違うと、むしろ関心や行動は高まっているかもしれないと感じています。なので、もう少しこのデータをきちんとみる必要があるでしょうし、あるいは、「ソーシャル」と言われていることに対して、20代、30代、ほかの世代がどういう関心を持っているのかということも調査を進めた上で、基本計画を策定していく必要があるのではないかと改めて思いましたので、補足させていただきます。

唐木議長 事務局から何かありましたら。

鈴木環境政策課長 ただいま頂いたご意見を踏まえまして、詳しい考察ができるのかどうか検討しながら考えてまいりたいと思います。

唐木議長 他にありましたら。どうぞ。

備前委員 資料を拝見させていただいて、第四次の計画ですので、今後5年間の計画になると思いますが、資料1—2の「脱炭素社会の構築」というところで、今後ですけれども、欧州や中国で車について電気自動車化が加速すると言われておりまして、国内の自動車産業にも影響があるかと思えます。そうすると、長野県だけの問題ではありませんが、ここ数年の間で、この分野は大きく変わってくる可能性もあり、それによる二酸化炭素の排出抑制も行われてくると思いますが、その点について、環境基本計画にどのように入れていくのか。もう1点は、本日の議題の後段のエネルギーの話になってくるかと思えますが、自然エネルギーを再生可能で回していくという流れを作りつつ、やっている中で、未開の部分ですね、長野県に豊富にあるけれどもなかなか活用できていない地熱ですよね。地熱発電等の熱利用、電気事業、いろいろと制約があることは存じ上げているところですが、世界的にみても第3位と言われている大きなエネルギー、これこそ地の利だと思えますけれども、様々な制約があるとは思いますが、これにどうアプローチしていくのか。この数年間で取り組んでいかなければならないと思えますが、その点についてどのように考えているのか。それから、先般の議会でも取り上げさせていただきましたが、資



料1-3の21ページのところに、「再生可能エネルギーの利用と供給の拡大」ということで、順番的には太陽光発電が最初に来て、熱利用がその後にくるとというのは我が県では、そういう順番かと思いますが、県内だけでなく全国的にもメガソーラーの問題、環境負荷を与えつつ、太陽光発電をやっていって、このページの下段のところに、環境エネルギー分野の産業化の促進とあり、これはこれで良いことだと思いますが、やはり一歩間違えば、私も見てびっくりしたのが、阿寺溪谷の入り口のところです。県は県全般を網羅しつつ、市町村にガイドラインを示してやっています。国でいえば、経産省の管轄になり、環境省としてはやっていない。ここら辺のバランスですよね。二酸化炭素の吸収源をつぶしてまで、太陽光発電の業界の皆さんは、長野県や山梨県には遊休荒廃地、日当たりの良い山林斜面があるということで、参入してくるという情報があるわけですが、そういった面でも長野県らしい太陽光発電の普及ということを打ち出せるのか。その点について、ご説明をお願いします。

唐木議長

ただいま3点のご意見がありました。事務局の方から順次お願いします。

古川環境エネルギー課長

環境エネルギー課長の古川でございます。私の方から、今ご意見をいただいたものに順次お答えいたします。

まず、昨今のEV、いわゆる電気自動車の普及の動きを踏まえて、どう考えるのかということでございます。資料1-2の現状認識の部分、第2章の現状と課題の脱炭素社会の構築のところにあるように、長野県がおかれている温室効果ガスの排出の状況の中では、運輸・家庭・業務部門で特に増加しています。こういうことを踏まえて、運輸部門につきましては、まちづくりなどと併せて、電気自動車や公共交通への代替といった対応が具体的に出てくると思いますし、最近の自動車業界の動きを見ますと、EVが普及してくれば、それに応じた施策も必要になってくると思います。そういったことを第4章の方に位置付けができればと思っています。それから2点目の自然エネルギー、再生可能エネルギーの普及拡大の部分ですが、未開の部分、例えば、地熱などの熱利用について、お話がありました。これについても、今の現状と課題のところに記載しておりますように、太陽光発電を中心に再生可能エネルギーが普及しているわけですが、それ以外の部分、例えば、小水力発電やバイオマス、あるいは、熱の部分。長野県が高いポテンシャルを持っているが、まだ利用されていないものを今後さらに導入を図っていく必要があるという認識であります。また、太陽光につきましても、より環境に負荷が少ない太陽

光発電、例えば、屋根置きですとか、そういうものを積極的に導入していくような考え方でおります。また、産業化の部分も、メガソーラーのような発電事業が県内に来ても、地域主導の事業でなければ、それに伴う費用は県外に出て行ってしまうものですから、地域の活性化も必要ですし、産業化というのは、発電事業を行うということだけではなくて、例えば、小水力発電に伴う部品に県内のものを使うとか、木質の省エネの関連製品を作るとか、環境エネルギーに関連した分野は幅広く、世界的に見ても成長分野であると認識されておりますので、長野県にとってメリットのある産業化を促すというものでございます。

唐木議長

よろしいでしょうか。他にあれば、どうぞ。

福江委員

今の質問に関連するところがあるのですが、施策の柱として6つありますが、6つの関係性がよく分からない。それぞれが単独で、分かれていて、今の説明にもありましたように、太陽光発電を環境に負荷が少ない形で進めていくということではありますが、そういう説明を聞けば分かるのですが、これを見てもその関係性が分からない。関係性が分かる形で、例えば、「計画の推進体制」というところがありますが、このような形で、施策の柱がどのように関連性を持っているのか、SDGsに関しては、経済・社会・環境の広範的な課題に統合的に取り組んで、持続可能な社会の実現を目指す、となっておりますので、この考え方からいくと、2、3、4、5、6を実際にやることで、1の持続可能な社会の構築ができるのだらうと思いました。ですので、関係性を分かりやすく整理と言いますか、視覚的に分かるようにしていただきたいということと、もしできれば、具体的な関係性の中で、例えば、こういうことがありますよとか、そういうことを第4章の実施施策の中に盛り込んでいただくとか、県民からみて分かりやすいかたちにしていただくと、より良いのではないかと思います。

唐木議長

事務局からありましたらどうぞ。

鈴木環境政策課長

ご意見ありがとうございました。今、委員からご指摘がありましたように、それぞれ分野ごとに2、3、4、5、6というのがそれぞれの分野で、1の「持続可能な社会の構築」というのは、すべてを通す横串と考えて作っております。分かりにくいというご指摘でございますので、今後、概要版等を作っていく中で、関係性が分かるように図示するなど、工夫していきたいと考えております。

唐木議長	他に何かありましたら、どうぞ。
才川委員	<p>計画の推進体制というところで、少し質問させていただきたいと思います。</p> <p>資料1-2のところでは、図で県民、事業者、国・市町村と絡み合っているんですが、地域の特性を活かした取組として「水平ゾーニング」だとか、県の計画ではあるけれども、市町村との関わりや地域のことが取り込まれていると思うのですが、資料1-3の計画の推進体制というところは、市町村に対する体制の取組が少し弱いと思います。私に関係する市町村の環境審議会に出席した際に、県と市町村の環境審議会を比べるわけではありませんが、県で基本計画を策定していく上では、市町村との連携とか市町村が果たす役割が大きいと思いますので、この現状の中を見ても、例えば、13ページの災害廃棄物の計画を策定している市町村が半数に留まっているとか、県がやったからといって、市町村に強制するわけではありませんが、市町村と連携していくことはとても大切だと思いますので、施策の体制の中に、県民のことが多く含まれていると思いますが、取組の姿勢というか、そういうものが必要ではないかと思いました。</p>
唐木議長	事務局からお願いします。
鈴木環境政策課長	<p>計画策定専門委員会の中でも、誰が推進するのか、そこをはっきりさせた方がよいとの意見がありました。県だけがやるのではなくて、すべての力を結集して、目標を達成するのだというご意見を頂いておりました、第4章の中に、それぞれの施策を書き込んでまいりますけれども、その中に推進主体として、これは県がやること、県・市町村がやること、県民の皆さんにお願いすることなどを入れていきたいと考えております。</p>
唐木議長	よろしいですか。他に何かありますでしょうか。
加々美委員	<p>18ページに環境教育の推進というところが出ておりますが、ESDの普及促進、学校教育における環境教育の促進、地域における学習、体験機会の場の創出・支援とあります。似たような環境教育の推進というのは、林務部でもやられていますし、教育委員会でも、環境部でも取り組んでいるので、どこにいても同じような項目が挙げられているので、ぜひ、どの部が担当しているのか、分かるようにしていただきたいと思います。</p>
唐木議長	事務局、お願いします。

鈴木環境政策課長	ご意見をいただきました環境教育は、県の中でも様々な部署が関わっていますので、環境部だけの取組ではなくて、他の部の施策も幅広く拾って、ここを見れば全体が分かるようにしたいと思います。
唐木議長	よろしいですか。どうぞ。
打越委員	<p>加々美委員の援護射撃をしたいと思います。加々美委員がおっしゃりたいのは、環境教育は、環境部も林務部も教育委員会もやっていることを載せてほしいという以上に、連携してほしいということだと思います。予算もそれぞれバラバラに使っていると、イベントの数は増えますので、イベントのインフレになって、どんなイベントにも何となく人が集まらないまま、環境イベントばかりやっているということになってしまいますので、林務と教育委員会と環境セクションで連携して、共同開催のようなかたちで進める代わりに、予算、人員、アイデアや知恵を活かした良い教育を、その代わりに、1回やるとワアッと人が集まって、盛り上がった、身についたと言ってもらえる、その部局間の調整を積極的にやってほしいというのが、加々美委員の強い思いではないかと思います。また、森林税の活用の話になったときに、私は林務部と環境部の関係がよく分からないのですが、森林税というと、林業関係の、森林整備や材木の搬出であるとか、森林内の公共事業に付けるようなイメージを持つのですが、環境教育のNPO活動ですとか、子どもたちの自然体験事業のようなことに森林税が活用できないだろうか。そこが、環境部と林務部が連携してもらえれば、余ってしまっている財源を積極的に活用できるのではないかと考えています。加々美委員と同じところを意識していましたので、補足させていただきました。</p> <p>もう1点ですが、資料1-3の11ページ。これは大きな話というよりも、具体的な話です。大気環境の保全ということで、いろいろな項目が出てくるのですが、3つ目の項目で、道路交通の騒音の環境基準のことが出ていますが、騒音もそうですが、車の排気ガス。新しい車はいいのですが、古い車で、土木建設事業者が持っているような大型トラックとか、古い大型のバスが排出する排気ガスの臭さというか、ダイオキシンというか。前回も、長野駅前のバスロータリーの排気ガスが辛いとお伝えしましたが、首都圏では大型トラックなどにフィルターを付けるのを義務化している。義務化できるかどうかは別にしても、古い大型トラックなどのばい塵をどう減らしていくのか考えますと第4章に入れていただきたい。というのも、11ページの4つ目の項目で環境中のダ</p>

イオキシソ類やベンゼンなどの濃度はすべての測定地点で環境基準を達成しており、良好な状況が続いているとありますけれども、測定するときは拡散してからの基準になりますし、大都市にいれば、そこそこに自動車があって、拡散しても大気汚染の状況は悪い。すべての測定地点で環境基準を達成しているということは、長野県は過疎地であって、人口は少ないから、それだけ大気中に拡散しているんです、というだけのことかもしれませんので、すべての測定地点で良好な状態が続いているから良いということではないと思います。古い大型のトラックから出てきたばい塵や排気ガスを吸うのは、吐き出された直後の後続車や歩道を歩く中学生や高校生になると思いますので、「発生源としての大型自動車の排気ガスをどうするのか検討します」だけでもいいから、私は入れていくべきではないかと思います。

唐木議長

ただいまの2点につきまして、事務局からお願いします。

鈴木環境政策課長

1点目の環境教育の関係ですけれども、部局間で連携していくことはその通りだと思いますので、施策の構築に向けて、そのように取り組んでいきたいと思います。それから、森林税を環境教育に活用できないかという点については、今まで森林税の用途について様々検討していく中で、環境教育と言いましても、すべてが森林に関わっているものだけでないので、その意味で、森林税を当てるのではなく、環境教育については一般的な財源を使うということになっています。森林税の中では、林業を担う人材の育成という観点では、人づくりが入っています。一般的な環境教育に対しては、今回は対象としないという整理になっています。

中山水大気環境課長

水大気環境課長の中山と申します。今ご指摘のありました自動車の排気ガスの関係で、ご説明申し上げたいと思います。本県では、大気環境の測定ということで、一般大気環境局については、県下16局で測定しています。道路のガスにつきましては、道路周辺で県下7局において測定して、県下の状況を測定しているところです。道路周辺の測定についても、おっしゃるとおり排気ガスの臭いが気になる方もいらっしゃるかと思います。環境基準の比較では、全て基準を達成している状況です。新しい自動車については排気ガス規制が強化されて、それなりに良好な状況になっていると思いますが、古い自動車については、対策が遅れているところがあるかと思います。これについては、県下の状況を踏まえまして、改めて、どういう記載をするか検討させていただきたいと思います。

唐木議長	どうぞ。
打越委員	<p>追加ですけれども、抵抗が来るのは見込まれますけれども、軽井沢町という自然環境を売りものにしている町ですら、大型トラックが真っ黒な排気ガスや、リゾートホテルのバスが真っ黒な排気ガスを吐き散らしながら走っている。これは良いことではない。実際に、行政が規制するには、相当な腕力が必要になると思いますが、良いことではないのだという認識は、県として持って、むしろアピールしていただきたい。それが企業にとって、どんなに経済的な圧迫になるにしても、環境部局の信念はそこにあってほしいと思います。</p>
唐木議長	<p>県として認識を持ってほしいというご意見であります。他に何か。</p>
中山特別委員	<p>環境省としての意見ではなくて、個人的な意見です。いくつかありますが、一つ目は、先程お話があったのですが、太陽光パネルをたくさん作って自然景観を害するとか、環境問題にはトレードオフがあって、今回のものをみると、非常に縦割りになってしまいうのはしょうがないですが、そういう計画になっているので、トレードオフについても、悪い点が出てきてしまうことについても、十分に考えていただいた計画内容にしていっていただきたいと思います。これは回答は要りません。</p> <p>それから、2点目、温暖化、気候変動についてですが、長野県は今までずっと気候変動の緩和対策を非常に熱心に取り組んでいる県で、それに対する実績が大変あるとお聞きしています。大変なご苦労とご尽力をされてきたと思うのですが、その反面、今回の書きぶりの中で、適応対策がすごく小さくなっていることが気になりました。この間、政府全体でも適応計画を閣議決定したわけですが、最初に作ったものなので、とりあえず書けるものを書いてという感じのものではあるのですが、どうしても適応策ということになると、対象はすごく広がってしまっていて、私が担当していた生物多様性や生態系への影響だけではなくて、農業とか健康とか、防災面まで出てくるということです。どうしても、国の仕事よりも自治体の仕事の方が多くなる傾向があると思っています。今の段階で、非常に踏み込んだ適応計画を書いていくことは難しいと思いますが、そこに向けた頭出しというか、今後の展開に向けた方針等については書いた方が良いのではないのでしょうか。温暖化により何が起きるか解らないところが多分にあるので、今のところどのような対策を取るということを記載することは難しいかもしれませんが、長野県ならではのモニタリングですね、長</p>

野県の県土は高標高地が多くて、気候変動の影響を受けやすい場所だと思いますので、そういうことを踏まえて、頭出ししていくということは重要ではないかと思います。

3つ目は、全然違う話ですが、私が今も仕事にしている生物多様性の話です。生物多様性に危機的な状況があって、よく見逃されてしまうので、よく言っている話なのですが、生物多様性に関わる人材が「死にかけて」います。つまり、「ハイアマチュア」と呼ばれるアマチュア研究者が高齢化によってだんだん稼働できなくなっています。それから、研究者の方も、最近の流行でDNAとかモデリングを用いた研究等に走ってしまうところがあって、現場できちんといろいろなものを見ていただける方がだんだん減っているという状況にあります。その中で、中心になっているのが地方の自然史博物館です。残念ながら、長野県立の自然史博物館はないですが、環境保全研究所があって、そこが歴史的に自然保護もやっている。環境保全研究所の機能強化ということがありますけれども、機能強化ということに関しては、生物多様性との関係が非常にあるので、その辺をよくよく連携しながら、やっていただきたいと思います。特段回答は要りません。以上です。

唐木議長

ただいま3点ほどご意見をいただきました。事務局からよろしくをお願いします。

古川環境エネルギー課長

今、適応策のお話を頂きましたので、その点だけ補足させていただきます。資料1-2での記載は、適応策については、長野県の将来像の3つ目の項目のところであったり、第4章の総合的な気候変動対策の推進の中に適応策を位置付けております。また、骨子の方の21ページのところに、具体的に記載していくことを考えております。委員がおっしゃるとおり、気候変動対策は適応策と緩和策の両方がマッチして進めていかなければいけないという認識でありまして、長野県としても気候変動予測のモニタリングネットワークですとか、あるいは、対策のためのプラットフォームを作っております。さらに適応策につながる技術開発の推進ということで、しっかり書き込んでいきたいと考えておりますので、補足させていただきました。

唐木議長

少し時間が押しております。まだあろうかと思いますが、この辺で、取扱いにつきまして、お諮りしたいと思います。本件につきましては、ただいま委員の皆様から出された意見を踏まえまして、今後さらに専門委員会等で検討をいただいて、次回以降の審議会で答申案を審議していくことにしたいと思います。いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。ご異議がないようですので、本件につきましては、そのように決定させていただきます。

続きまして、審議事項のイ、「環境エネルギー戦略の中間見直しに係る意見書（案）について」でございます。

長野県環境エネルギー戦略は長野県地球温暖化対策条例の第8条に規定をしております地球温暖化対策推進計画として平成25年2月に策定をしたものでございます。計画期間は平成25年から平成32年までの8年間であります。

環境エネルギー戦略は、本計画と密接に関係いたします長野県総合5か年計画及び長野県環境基本計画との連携及び整合を図るために、計画の5年目に当たる今年度、政策等の中間見直しを行うこととされており、このたび、専門委員会においてとりまとめをいただいております。

それでは、取りまとめた結果について、中村委員長からご説明をお願いいたします。

中村委員長

失礼します。取りまとめ結果をご報告させていただきます。

「長野県環境エネルギー戦略」の中間見直しに係る意見書（案）につきましては、第1回の環境審議会におきまして「第四次環境基本計画」の策定と併せて当専門委員会において議論して、この環境審議会に報告することとなっております。

これまで、3回の専門委員会におきまして議論をするとともに、自然エネルギーや省エネルギーなどの専門家の方々にも色々ご意見をいただきまして、検討を重ねてまいりました。

本日はそれらの意見を踏まえて、取りまとめたものを当審議会に提出いたしました。

詳細につきましてはこの後事務局より説明いたしますが、環境審議会のご意見をいただきまして、併せてご承認をいただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

古川環境エネルギー課長

それでは私の方から、資料2によりまして、環境エネルギー戦略の中間見直しに係る意見書（案）につきましてご説明をさせていただきます。

資料2をご覧ください。長野県環境エネルギー戦略の中間見直しに係る意見書（案）を作成するに当たりまして、先ほど専門委員長からお話ございましたように、専門委員の田中信一郎委員と事務局によりまして、6月23日から8月25日にかけて5名の有識者の方にご意見を伺って、9月13日の専門委員会においてご審議をいただいております。取りまとめをいただいたものが資料2でございます。



この環境エネルギー戦略の中間見直しに関しましては、先ほどご審議をいただきました環境基本計画の脱炭素社会の部分と現状認識や課題、それから基本的な考え方につきましては、連携と整合を取っておりますのでよろしくお願いいたします。

それではまず目標の設定や施策の体系に係る総論の部分でございます。Iの総論の部分でございますが、ポイントを申し上げます。

環境エネルギー戦略は、「パリ協定」の発効ですとか、国の「地球温暖化対策計画」の策定など、国内外の情勢の変化を勘案しても、策定時の認識と現在の状況の間には、特段の乖離が認められないという状況ではありますけれども、一方、先ほどからお話がございますように再生可能エネルギー価格の急速な低落ですとか、あるいは再生可能エネルギー100%を目指す地域・企業の出現、あるいは化石燃料エンジンを搭載した自動車の販売禁止など、昨今の国際社会の動向が急変しつつありまして、その点に注視する必要があること、とされています。

また、特に本年9月8日に長野県で開催されました「地域再生可能エネルギー国際会議」におきまして、「再生可能エネルギー100%地域を目指す自治体首長による長野宣言」がございまして、地域レベルで再生可能エネルギー100%地域を目指す取組に繋げていくことが重要であることのご指摘をいただきました。

こういったことを踏まえまして、本年3月に示されました国の技術的な助言（地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル）と合致して、また、戦略の目標は、意欲的かつ合理的に設定されている訳でございますけれども、戦略の目標及び内容を変更する必要はございませんけれども、施策の新設や改廃・拡充を検討することが必要である、ということがこの総論の中の主旨でございます。

次に総論で施策を新設・拡充すべきとされた論点について申し上げます。

まず、1の電力需要についての欄をご覧ください。この欄の5行目ほどのところに特に書いてございますけれども、年間の電力需要量は削減が進んでおりまして、一般に相関関係にあるはずの最大電力需要と年間の電力需要量との間にかい離が見られることから、電力事業者と連携して状況の正確な把握を行うこと、また、節電構造を的確に把握する観点での電力需要の算出方法の検討が必要であるというご指摘を受けております。

また、1ページ目の下から3行目くらいのところがございますが、最大電力需要とともに、省エネにつきましては年間の電力需要量の変動にも注視することが重要である、ということが、最大

電力需要の主なポイントになってございます。

また、一枚おめくりください。2ページ目の2行目から3行目まででございますけれども、今後、国の電力統計数値の大幅な変更が予想されることから、次期県民計画の策定に当たりましては、この点を踏まえた検討が必要であるとのことご指摘もいただいております。

それから次に、2の県民の環境分野の行動変容についてでございます。

気候変動対策は、社会全般に深く関わることから、行政はもちろん、事業者や県民全ての主体が環境に対する理解を深めて、連携して取り組むことが必要であるとの冒頭に書いてある前提に立ちまして、3行目以降に書いてございますけれども、広く県民の参加をそういったところに促すため、例えば学習会など、学習の達成度合いに応じて称号やポイントを付与するなど、学習意欲を喚起する仕組みを用意するとともに、学習の対象分野を幅広く設定して、複合的な知識を万遍なく習得できる場とすることが必要である。

また、中ほどから後段の部分でございますけれども、企業における人材育成や福利厚生などの一環として、学習会等への参加を促す仕組みを整えること、また、最終段落のところでございますけれども、様々な主体によりまして、県内各地での啓発活動や学習会等の情報を一元化して、経済性など具体的な行動変容に結び付く情報と併せて、統合的に県民の皆様に発信する仕組みが必要であることなどが、この部分の主な点でございます。

それから3番目の中小企業の省エネ対策についてでございます。

大規模事業者につきましては、事業活動温暖化対策計画書というのがございまして、そちらにより、エネルギーの着実な削減が進みつつありますけれども、4行目以降に書いてございますように、中小企業の部分についてはそういった部分が不十分ということで、中小企業の自主的な省エネ対策を促進することが必要であるとのことご指摘を受けています。

また、その方策として中ほどでございますけれども、特に、削減効果が期待できる業種、例えばエネルギーを沢山使う事業者さんとかですけれども、そういった業種に焦点を絞って、また業界団体と連携して省エネの観点を含めた経営改善支援を行う仕組みを整えるなど、県が、ツールとして同業種間で省エネ対策に係る取組の程度を比較できるような、いわゆるベンチマーキングのような指標を示すことが必要であるとのことご指摘をいただきました。

また、最後の段落のところでございますけれども、中小企業のそういった省エネをきめ細かく支援するためには、市町村や商工団体、地域金融機関等と連携して相談を受けるプラットフォームを地域単位に構築いたしまして、事業者の実情に即した実効性のある支援を行うことが必要であるとの内容になっております。

また、4番目のポイントとして、既存建物の省エネ対策がございます。

住宅向けの既存建築物の省エネ対策につきましては、住宅向けリフォーム補助金を除く促進策がなく、改修の検討に必要な情報を幅広く提供できていないという前提から、中ほどにございますけれども、建築物の所有者による省エネ改修投資を促すための、簡易的に投資判断ができる仕組みを構築することが必要であるとの指摘をいただいております。そのために、下から4行目くらいになりますか、特に、耐震診断や中古住宅流通時のインスペクションなどに併せまして、省エネ簡易診断を実施するなど、既存の制度の活用が効果的であるとのご指摘をいただいております。

またさらに、下から3行目くらいにございますが、健康や快適性を含めた総合的なアプローチが必要であるとの意見もいただいております。

そういったことを踏まえて、3ページ目でございますけれども、公営住宅等の改修の機会を捉えてモデル事例を創出して、改修効果を体感できる機会を提供することですとか、あるいは建築事業者の省エネ改修の技術力を高めるための実地研修の機会とすることが必要とされています。

また、5番の交通部門の低炭素化につきましては、人口密度や移動距離、公共交通に着目した「交通まちづくり」への取組が、未だ県内では不活発でございます、道路延長の縮減ですとか交通制御に着目した集約的なまちづくり計画を策定する市町村と連携して、まずはモデル事例の創出に努めることが必要であるとされました。まず前段の部分を申し上げます。

具体的には、交通手段の一つとして自転車を明確に位置づけて、利用環境の整備によって自動車からの転換を図っていく必要がある、また具体的には、ソフト面ではそういった自転車の利用ルールを含めた安全教育ですとか、保険加入の推奨、ハード面では自転車レーンや駐輪場などのインフラ整備、さらには移動距離の短いまちづくりに向けた検討などを行う必要があるとされています。

また、最下段のところでございますけれども、サイクリングルートですとか、公共交通と連携した輪行の仕組みを構築すること

など、全ての年齢の皆さんが楽しめる自転車を活用した観光振興の積極的な推進が必要ではないかという内容になっております。

それから6の地域主導型自然エネルギー事業についてでございます。

県内の自然エネルギー発電導入量は、太陽光発電を中心に増加をしているものの、まだまだ地域主導型の事業は県内全域では取り組まれていないということで、地域人材育成など、事業化の知見や事業化に資する情報等の基盤を充実させることが必要ですし、また潜在的な事業主体、実効性のある事業主体に対して働きかけを行って、多くの案件を創出することが必要だとされております。

先ほどの環境基本計画の際にもお話をいたしましたけれども、小水力ですとか木質バイオマスなど高いポテンシャルがあるにも関わらず導入量が十分でないものや、熱の利用など、それぞれの課題に応じた支援の充実が必要であるとされております。

特に、ファイナンスについては、多くのエネルギー種別に共通しておりますので、ファンドの活用を含め、長期的な視点での研究を進める必要があるとのお話でございました。

それから3ページの「なお」以下の部分でございますけれども、先ほどもこちらもお話を申し上げましたけれども、太陽光発電につきましては、開発に伴う森林伐採ですとか土地改変などの環境負荷や景観への影響が大きい事例が見られることから、市町村での法令に基づく対応の支援を中心として、特に屋根置き型などのより負荷の少ない形態での導入の促進を図る必要があるとのご意見をいただいたところでございます。

4ページをお願いいたします。省エネ・自然エネに関する産業クラスターの部分でございます。

環境エネルギーに関する分野は成長が期待されているものの、県内で深く関わる企業は一部に限られておりまして、まだまだ普及を妨げている例も見られます。

そういった普及基盤を整備することは、これらの課題の解決に向けたニーズを的確に把握して、技術やサービスを持つ県内企業をマッチングさせて産業化を促す必要があるとされたところでございます。

後半部分でございますけれども、特に地域の企業さんや団体等による製品化に向けた取り組みを、既存の産業ネットワークも活用しながら、ドイツの先進事例などを参考に、産官学民の連携で支援する仕組みを構築することが必要であるとのご指摘をいただいております。

また、エネルギー供給についても、産官学民の連携で長野県にふさわしい仕組みの研究を進める必要があるとのご指摘をいただいております。

最後に、温暖化への適応策の推進でございます。

気候変動への適応策については、これまでモニタリングネットワークですとかプラットフォームの設置など大きな進捗は見られますが、これらの取組を明確にして、さらに適応策を計画的に進めることが必要であるとされました。

特に、モニタリングネットワークにつきましては、県内への影響を網羅的に把握すること、またプラットフォームについては、参加機関を拡大して具体的な製品・技術・サービスの創出を促すこと、また併せて、企業や県民の皆さんへのリスクコミュニケーションを活発化することなどが重要であるとのこと意見をいただきました。

5ページ以降には、これらの意見書（案）を纏めるために、有識者の皆様へ行いましたヒアリングの結果を記載してございます。ご覧をいただければと思います。

今後のスケジュールでございますけれども、この意見書に沿って、具体的な施策の新設・改廃・拡充を検討させていただきまして、「環境エネルギー戦略の中間見直し結果」を取りまとめの上、1月に開催予定の環境審議会へご報告をさせていただきます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

唐木議長

はい、ありがとうございました。環境エネルギー戦略の中間見直しに係る意見書（案）についてご説明いただきました。ただ今の説明につきまして、ご意見・ご質問等ありましたらお願いをいたします。

打越委員

3点あります。まず1点目は意見書（案）と書いてありますが、宛名は誰で、専門委員会からの意見書の案が親の委員会に出るとい位置づけについて、意見書の内容を認めて欲しいという意味ではないと、意見書を作るのは専門委員会ですので、この時点で誰宛てに提出されたもの、何のために提出されたものなのか。こういうことを検討しているの、参考資料として出したまでのことです、というところなのか、この意見書（案）を、最終的に案が取れたものが出てきてそれを私たちが承認するとかしないとかという話でもないと思いますので、この宛名とか位置付けがどうなっているのかなというのが気になったのが1点目。

2点目が、ところどころ、ごく僅かですけど市町村が出てくる

のですけど、長野県から県内の企業や県民へのアプローチについては結構触れられているのですけど、市町村にどうアプローチするかという話はあまり出ていない。これはさっきの宛名の話次第では私たちが何かこの意見書にリクエストを出すというのは変な話なので、ためられるところではあるんですけど、市町村へのアプローチがどうなっているのかがちょっと分かりにくいなと思ひまして、そういうのは例えば5番ですね。交通の低炭素化のところの第2パラグラフで、「一方これら欧州や富山市」とあります。富山市の公共交通のライトレールなどの仕組みが非常に素晴らしいと私もよく勉強させていただいているのですが、第1パラグラフにも富山市の事例は出ていないのですが、富山市という一つの市の中だからこそ公共交通を整え、市をあげて自転車交通が出来ると思うんですが、それと長野県では、県内では未だ不活発であるといっても、結局市町村のどこかが熱心にやってくれるかどうかに関わっているんじゃないかと思うんですね。県がやるより市町村がやるというか。ですので、県の役割と市町村の役割などの整理がどうなっているのかなというのがあります。6番の地域主導型自然エネルギーについても、市町村への対応や支援策とか出てくるのですけども、県として県民県内企業に出すだけではなくてやっぱり市町村だからこそ出来ることがある、というところの整理があった方がいいなと思ひました。これが2点目です。

3点目は、4番既存建築物の省エネ対策のところなのですが、既存建築物の省エネ対策がなんとなく改修の話に重点が置かれているような気がするんですけども、既存建築物の省エネというものはもちろん断熱材とか仕組みを作ってくれたり、あるいは太陽光パネルであるとか太陽熱発電を乗せてくれればありがたいところではありますけれども、改修以前に生活の知恵が既存の建物の省エネにとっても大きいことになる。ドアを閉めるとか隙間風を防ぐとか、窓から逃げる熱を抑えるとか、高いところに熱が行ってしまうのでちょっと扇風機でかき混ぜるだけで違うとか、いきなり改修の話ばかりというのもちょっとと思ひました。細かいところは他にもありますが、以上3点です。

観点につきましてご質問がありました。根本的な何のためにと  
いう部分もありましたので、それを含めて順次お願いいたします。

唐木議長

ありがとうございます。まず案がついているという部分でござ  
いますけれども、第1回目の環境審議会の際にお諮りをさせていただ  
いておりますけれども、長野県環境エネルギー戦略は第3次  
の長野県地球温暖化防止県民計画として作られているものでござ  
います。

古川課長

そうした中で、今回、先ほどご審議をいただきました長野県環境基本計画の改定がございまして、その脱炭素社会の構築の部分と連携・整合を取っていかねばいけないという部分もございしますので、環境エネルギー戦略の中間見直しを今年度行うように計画されています。

そのために、環境エネルギー戦略の中間見直しにつきましては、専門委員会で意見書（案）を作ってください、さらに環境審議会でご承認をいただいて、それに基づいて戦略の施策の見直しをしたいということでございますので、先ほど専門委員長さんの方からお話ありましたように、この意見書（案）についてご意見を頂戴して、最終的には承認をいただきたいという形でございます。

打越委員

ということは、これが最終的に審議会の名前の意見書になるということですか。

古川課長

そうです。

打越委員

審議会として知事に出すとか、そういうことを県が。

古川課長

諮問ではございませんので、あくまで意見ということで、ご意見をいただいて反映するという位置づけになります。

打越委員

分かりました。

古川課長

それから2点目でございますけれども、市町村にどうアプローチするか、市町村の部分がやや書きぶりが足りないのではないかとございしますが、先ほどご説明しましたように、これはそもそも長野県地球温暖化防止県民計画となっております、この取組の内容については先ほどの環境基本計画の計画推進体制にもございましたように、県民の皆さん、それから市町村、事業者そして県という中での取組を全体的に本文の方は元々まとめているものでございます。そうした中で、今回中間見直しをする部分につきましては、先ほどの建築の部分のご指摘にも連動するんですけれども、基本的に行動変容とか、生活の中での省エネとかそういう取組ももちろん全部含んだ計画、戦略になっております。

その中で、今回意見書でご指摘をいただいている部分は、特に全体の目標等の変更は必要ないけれども、施策としてもっとここは強化すべきだという部分ですとか、現在の状況に合わせて対策を講ずべき部分についてご指摘を頂戴しております。

例えば建築につきましても、新築の部分につきましては条例の中で検討制度というのがございまして、かなりそちらで効果を上

打越委員	<p>げているので、そちらの部分については対応を今後とも続けていけばいいけれども、既存建築物の例えば改修の部分については対策が不十分であるということでございますので、こういった視点で対策を考えよ、というご意見という形になってございます。</p> <p>つまり既存建築物の省エネ対策は、改修のものだけをもし扱うというのであれば、4のタイトルは既存建築物の改修による省エネ対策、というタイトルになると思うんですけど、省エネ対策にするなら最初から改修という、建設業界と繋がっているのかなというふうな感じがしてしまいますので、それとさっきの富山市の話ですけど、県としてどうするかという位置づけがあるのは分かりますけど、例えば市町村の取組があればそれを表彰することでさらに県民に伝えていくなんてやり方もある訳ですので、やはり市町村をどう動かすのかも、結局県民の動かし方、企業の動かし方になると思うんですね。ですので、批判したいとはなく、柔軟に受け取っていただけるとありがたいです。</p>
古川課長	<p>今の部分につきましては、まさにこのご意見を踏まえて施策を見直しの結果としてまとめる際に、市町村をどういう風に支援をしていくかとか、そういうことを踏まえて書き込みをさせていただきたいという風に考えていますし、既存建築物の省エネの部分につきましても、今のご指摘を踏まえてさらに幅広に具体的なものについては検討をさせていただきたいと思います。</p>
唐木議長	<p>他に何かございますか。はい、どうぞ。</p>
中村委員	<p>この中で気になったところが、長野県は森林県ですので、森林利用に関して、今、県の方で塩尻において発電とかを考えているとは思いますが、ただこれがどういうものが長野県にとって一番大事な森林利用というものに関して、それがエネルギーに変換することに対してのものが見えてこないというのがちょっと気になるなと思うのと、私森林は今アカマツの松くい虫を燻り出しての利用もあると思うんですけども、そこも含めて、例えばその後の植林による炭素保全というのが、例えば堆肥とか炭化物、炭とかの保全によって、当然温室効果ガスも含めた保全率ができると思うんですけども、そこも含めたやはり長野県独自のものが欲しいなと思うんですけども、そこら辺のところはどうなのでしょう。これから長野県として、例えば森林利用をもっと上手く纏めて欲しいんですけども、そこら辺りの考えを教えてください。</p>
唐木議長	<p>事務局でお願いいたします。</p>



古川課長	<p>改めてご説明をさせていただきます。1ページの総論の一番下から4行目ぐらいでございますけども、そもそも今回の意見書につきましては、一部の施策で順調でない点ですとか、新たな課題が認められるということで、目標達成に向けて新設をしたり、改廃をしたり、拡充を検討するものについて意見をいただいたというのが内容でございます。</p> <p>そもそも長野県は森林県でございますので、エネルギーの活用等につきましても、全てをただエネルギーとして、例えば燃焼してしまえば良いという考え方は元々ございません。森林資源を例えば建築材とか家具とかそういった有効活用すべき部分をきちっと活用した上で、それ以外の部分を有効にカスケード利用していくのだという基本的な考え方がございます。そういったことを林務部とも連携をしながら取り組んでいるということは、そもそも環境エネルギー戦略の中では基本的な考え方にしております。そういったことを踏まえまして、例えば木質バイオマス等については、先ほど委員さんの方からご指摘ありましたように、例えば松枯れ材とかそういったもので有効に活用できるものがあって、それを熱利用として活用することが有効であればそういったこともまた考えていかなければいけないというような認識でおります。</p>
唐木議長	<p>よろしいですか。それでは他に発言がないようですので、この案件につきましての取扱いについてお諮りをさせていただきます。本件につきましては、専門委員会でとりまとめた内容について、本審議会として了承することとしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。</p> <p>ご意見がないようでございますので、本件につきましては、そのように決定をしていただきます。</p> <p>次に、審議事項ウ「第二種特定鳥獣管理計画（第3期イノシシ管理）の策定」についてでございます。</p> <p>本件は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第7条の2第3項において準用する同法第4条第4項の規定により、都道府県知事が「第二種特定鳥獣管理計画」を策定するに当たり、当審議会に意見を聞かれているものであり、本年4月に諮問され、「特定鳥獣保護管理検討委員会」において検討をいただいているものです。</p> <p>それでは、幹事から説明をお願いします。</p>
佐藤 鳥獣	鳥獣対策・ジビエ振興室の佐藤と申します。

対策・ジビエ  
振興室長

第二種特定鳥獣管理計画（第3期イノシシ管理）策定について現在の状況を御説明したいと思います。

資料3をご覧ください。

ただいま委員長代理の方からご説明いただきましたように、4月25日の諮問の際にもご説明いたしましたけれども、特定鳥獣管理計画につきましてはいわゆる鳥獣保護管理法に基づく制度でございまして、対象鳥獣の生息状況、その他の事情を勘案して、管理が必要と認められるときに知事が定める事ができるとされているものでありまして、策定に際しては環境審議会で見解を聞くこととされているものでございます。

資料3-3として現段階の素案を示してございますが、今回は中間段階での報告ということでございますので、資料の3-1及び3-2によりご説明させていただければと思います。

まず資料3-1をご覧ください。

昨年度実施いたしました、イノシシの生息状況調査をもとにデータ等はリニューアルしたいと考えておりますが、基本的には現行の第2期計画を踏襲した形で進めてまいりたいと考えております。

なお、このあと説明いたします特定鳥獣保護管理検討委員会や、同イノシシ部会の意見を踏まえ、被害対策の体制等についてさらに書き込んでまいりたいと考えているところでございます。

それでは資料3-2をご覧ください。委員会等で出されました意見とそれについての対応でございます。

なお、こちらについては大変申し訳ありませんが、事前に送付した資料に一部誤字、脱字等ございましたので、本日お配りしたものをご覧いただければと思います。

1番、環境審議会でご意見をいただきましたことにつきまして、イノシシの専門家の意見を踏まえるべきことのご意見をいただきました。

これを受けまして、3枚目をご覧いただきたいのですが、国内のイノシシの研究の第一人者であります、農水省中央農業研究センターの仲谷淳専門員さんにイノシシ部会にオブザーバーとしてご参加いただいて、議論に加わっていただいております。

1枚目にお戻りいただきたいと思いますが、2のイノシシ部会でございます。

第1回目を7月20日に開催いたしました。

まずこちらの方では、県全体ではなく、それぞれの地域の現状、集落の地形等の条件に即した対策が必要であるというようなご意見をいただきました。

これにつきましては、従前より資料3-3の37ページ、素案の

方になるのですが、こちらに示しますように、被害情報マップを作成しながら、地域ごとの実情に即した対策を進めることとしていたところではありますが、よりその点について明確に協調してまいるといふことで対応していきたいと考えております。

また、資料3-2の次のページ、2ページ目の2枠目に示しますように、被害対策マップの意味や活用方法が関係者に理解されていない、また、被害対策は地域の将来像を踏まえて考えていくべき、また、捕獲に対しては猟友会も地域の実情を把握しておくことが必要であるとの意見も出ました。

こちらにつきましても、被害情報マップの作成段階ですとか、捕獲対策の依頼の段階で関係者間で意識合わせを図ることを計画に記載してまいりたいと考えております。

次に、最初のページの2枠目になりますが、本県では平成19年度から地域ごとに、鳥獣行政担当、農政担当、農業改良普及員を中心といたします、野生鳥獣被害対策チームを、県庁には、その後ろ盾として知事をトップとします、野生鳥獣被害対策本部を設置いたしまして、地域ごとの鳥獣被害対策を進めてきているところでございますが、地域によってはその被害対策チームが形骸化しているのではないかとのご意見をいただきました。

その意見を受けまして、計画書に、対策チームをしっかりと活性化していく旨を記載したいと考えているところでございます。

なお近年、私どもといたしましても被害対策チームの形骸化については懸念をしていたところございまして、今年度から研修会の回数を増やし、内容をより実態に即したのものに見直して実施しているところでございます。

次に、箱わなの設置個所とイノシシの誘引についてのご意見でございます。

箱わなにつきましてもご承知の方もいらっしゃると思いますが、イノシシに檻に入ってもらうために、事前に餌付けを行うのですけれども、農作物のすぐ際に仕掛けてしまった場合ですとか、エサに被害作物を利用した場合には被害拡大に繋がる可能性もあるというご指摘です。

同様の指摘は、後の方で触れます、特定鳥獣保護管理検討委員会でもありましたが、計画書に箱わなの設置に際しての留意事項として記載してまいりたいと考えているところでございます。

次のページの1つ目の枠でございます。

銃猟、鉄砲を使った狩猟の意義の関係になります。

従前より、イノシシに限らず、銃を使った狩猟については、野生鳥獣の人に対する緊張感を維持するための重要なツールであると県としては考えておりまして、引き続き銃猟の推進について記載してまいりたいと考えております。

次に3番、特定鳥獣保護管理検討委員会でございます。

こちらは第1回目を9月15日に開催いたしました。

委員につきましては4枚目のページの方に名簿を記載してございます。

まず一つ目といたしましては、近年イノシシだけでなくニホンジカやクマ等が市街地に出没するケースが目立ってきておりますが、その際、河川敷の藪等が移動経路となっていることから、集落と森林との緩衝帯整備だけではなく、それらの対策についても検討すべきという意見、それと併せて、河川敷や道路等につきましては、それぞれの管理者がおり、地元のみでの対応は難しいとの意見が出されました。

これにつきましては、緩衝帯の整備だけではなく、河川敷等のイノシシやその他の獣類の移動ルートも考慮した環境整備を推進する旨、記載してまいるとともに、県庁の被害対策本部では建設部も参画していただいておりますが、被害対策チームにおきましても、地元の建設事務所等と連携しながら対策を行うように記載をしてまいりたいと考えております。

次の、箱わなの設置個所とイノシシの誘引につきましては先程ご説明させていただいたものと同様です。

最後に次のページになりますが、イノシシの分布拡大に対する対策を考えるべきとの意見もございました。

イノシシの生息数の増加と分布の拡大と申しますか、実際には昔生息していた地域への再進出なんですけれども、現在すでに全県下で生息していることもございます。

私どもとしましては、農作物を加害することにより、栄養状態が良くなり死亡率が下がっていることが生息数の増加と分布の拡大の大きな原因の一つとも考えておりまして、そのためにも、被害対策の徹底と被害防除のための捕獲をしっかりと位置づけて記載してまいりたいと考えておるところでございます。

最後に資料3-4をご覧ください。

今後のスケジュールでございます。

今回中間報告をさせていただきますと、その後11月には第2回のイノシシ部会で議論をいただいた上で、現在素案ですが、計画案を作成させていただきますと、年内にはパブリックコメント及び関係機関との協議を行いまして、それを受けた上で第3回のイノシシ部会、第2回の特定鳥獣保護管理検討委員会でご議論いただいて、最終案としていく予定で考えております。

現計画につきましては、今年度いっぱい終了いたしますので、可能であれば来年度からの第3期計画の発効に向けまして、3月の環境審議会において答申をいただければありがたいと考えております。

唐木議長	<p>説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。</p> <p>はい、ありがとうございました。 説明をいただきました。 説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いをいたします。</p>
林委員	<p>資料3-3の11ページの箱わなの件ですが、箱わなのことについて、私も組合も狩猟に興味を持っていて、猟友会とのつきあいもあるのですが、飯田市南信濃、この辺ではイノシシがいなくなってしまったという、普通でいうと相当、獣害の多い地域なんです、なくなった原因は箱わなでした。</p> <p>その箱わなに入るのが、うり坊、要するに子供たちが入ってしまう、成獣は警戒心が強くてなかなかこのわなでは捕まらないのですが、その子供たちを退治しちゃうことによって個体数の減少がみられるということで、南信濃は特にジビエ料理でイノシシを重宝していますので、そのイノシシがいなくなったということで、他から導入してこないといけないというような話もあります。</p> <p>箱わな設置は地域性も相当細かく分析していかないと、バランスが悪くなってしまって、他所からみれば何がってことですが、これはちょっと注意いただいたほうがよろしいかと、以上です。</p>
唐木議長	はい、どうぞ。
佐藤室長	<p>野生鳥獣の保護管理とジビエ利用の関係かと思えます。</p> <p>実際のところ、実はシカの方が南アルプス周辺では地域の皆さんに頑張って獲っていただいたこともありまして、近年非常に獲れづらくなってきているというようなこともございます。</p> <p>そういった中で、獲るのをやめればいいのか、という話もないわけではないのですが、そうした場合被害農家の方たちがそれで納得してくれるのかどうかという問題もありまして、ある意味ジビエの利用と被害対策はトレードオフの関係にある部分がありまして、地域がどこで納得するかという部分もありまして、ちょっと難しい問題かなとも考えております。</p> <p>ですので、実際に持続的にどうやって利用していくか、なおかつどうやって被害を低く抑えるかにつきましては、先ほどもちょっとお話しさせていただきましたが、地域に被害対策チームというのを置かせていただきまして、地域ごとに色んな相談に乗らせていただいた上で地域の計画を立てながら、なるべく細やかにやろうとしておりますので、そういった中で、こちらの地域はこの程度はイノシシには居てほしい、というようなあたりを地域ごと</p>

唐木議長	<p>に出していくことはきっと必要なだろうなと思っております。</p> <p>よろしいでしょうか。他に何かありますか。どうぞ。</p>
福江委員	<p>ちょっといくつもあって何から質問すればいいかわからないところもあるので、まず、今回第3期計画ということで、第2期に対する評価はどうだったのかということと、その評価がどうであったのかということで、この第3期に関わってくるんですけれども、まずそこを、お話をお聞きしたいです。</p>
佐藤室長	<p>第2期に関する評価、素案として書いてございます。</p> <p>まだ、素案段階の話であるのですが、2ページ目あたりです。</p> <p>農林業被害につきましてはピーク時の4割となってきている、第2期の間もイノシシの被害については減少を続けているという中で、一定程度の効果は上がってきているのではないかと私どもは考えています。</p> <p>ただ先程イノシシ部会の意見でお話がありましたように、それは各地域ごとに見ていかないと見誤ると、県全体だけ見ていたのではだめですというご意見もいただいておりますので、今後そこらへんにつきましても第2回のイノシシ部会で、案を作る段階、また最終案に向かって第3回目で検討いただく段階でも詰めてまいりたいと考えております。</p>
福江委員	<p>ありがとうございます。</p> <p>今の件に関してなのですけれども、効果があったということで、たぶんその効果というのが何なのかというところ、どういうことに対してのどういう効果だったのかということで、たぶん今回、柵、被害対策で柵がありまして、あと捕獲対策、個体群対策になっていますけど、それで捕獲によって効果が出てきたと思うんですが、実際、被害金額と捕獲頭数が減ってきたということで効果があつたと見てらっしゃると思います。</p> <p>ただ、今おっしゃったようにですね、分布拡大という意味では、再侵入という事ではありますが、北の方では再侵入による分布拡大が進んでいますので、そういった意味で地域ごとにどういう対策をとっていくかということ、もう少しきめ細かくというか、先ほど地図があつて、ほんとに細かい、クマとイノシシの絵がついていて、こういう風にしたらいいというものがありましたけれども、ああいうものも必要であると思うんですが、もう少し、地域振興局が置かれている地域ごとでもいいと思いますので、そういう地域ごとにどういうビジョンでもって、どういう部分の対策を強化するのか、個体数を減らすのか、それとも分布拡大させな</p>

いように捕獲を進めるのか、というような地域ごとのビジョンというものを作っていくべきではないかというように思いました。

後、先程私が話をしたなかで、資料3-3の6ページと8ページですね、8ページに第3期イノシシ管理の体系ということで図がありまして、それに対して6ページには保護管理体制の中に「生息環境対策」「被害防除対策」「捕獲対策」を集落ぐるみで総合的に実施してきたと書いてあるのですね、今現在イノシシで行われていることとしては、個体数の管理ですとか、個体群の管理という形になっているのかなというのが少し疑問でして、そこは、実際、今現在イノシシに関しては個体数を推定することが難しいということもあって、どれくらいイノシシがその地域に生息しているのかというのがよく分からない状態だと思います。

です、その個体数の管理、個体群の管理という意味では、実際にはできていないのではないかなというように考えているんですけども、個体数の管理、個体群の管理ではなくて、捕獲対策というような形にした方がいいんじゃないかなと感じました。

この8ページの基本方針の中にも、「生息環境対策」「被害防除対策」「個体群管理」とありますけれども、何度も言いますが、個体群管理自体はできていない状況にあると思いますので、「捕獲対策」ということになるのかなと思います。これが2点目です。

唐木議長

以上でよろしいですか。2点について事務局からお願いします。

佐藤室長

はい、1つはもうちょっと小さい地域、まあ広域圏的な形の中で防除方針みたいなものを作っていくべきではないかというご意見かと思えます。

そちらにつきましては、計画書に書くことが良いのかどうかという話が実はあります。

各地域振興局ごとに地域振興局内の市町村、及び狩猟団体、農業団体等を構成員といたします地域の保護管理協議会という体制がございます。

その中で、連携しながら地域の調整を進めていくという形がございますので、先ほどの被害防除マップをみんな寄せ集めて地域ごとに見比べて、その横の連携を図ろうというのが元々の考え方だったものですから、そういった中で、大上段に構えて、県の計画書の中に細々と書くよりは、地域ごとにそういう中できちんと連携とって調整してもらおうというのをもうちょっとわかりやすく、書いておくことも必要かなと思います。

あともう一つの「個体群管理」、大変失礼しました。

ご指摘のとおり、イノシシについては「個体群管理」をやるうとは思っておりません。

捕獲対策の中にも書いてございますように、数の管理はできないと、むやみやたらに捕獲すると逆に分布を拡大させることになりかねないと、だから被害地周辺で獲りましょうというのが、イノシシの計画の基本方針になっておりますので、ここの記載につきましては、ご指摘のとおり実態と違っておられますので、書き方をもうちょっと検討させていただきたいと思っております。

唐木議長

はい、よろしいですか。

福江委員

ちょっと、まだ質問事項があるんですけども、13 ページですが、モニタリングを実施するというので、実際に計画に使われているデータとしては捕獲頭数、被害金額、分布状況が主に使われているデータかと思いますが、イノシシがどういう状況にあるのか、増えているのか減っているのかという意味でも、非常に重要なデータとしては捕獲率、CPU E なんですけども、捕獲数や単位努力量当たりの捕獲数ですね、非常に重要な値になっているかと思えます。

このデータを、狩猟カレンダーによるCPU E を利用してモニタリングをしていくという事なんですけども、このCPU E を出すための出猟カレンダーというのは、狩猟だけに使われているものなのか、それとも報償金制度で行われている管理捕獲でもやられていることなのか、実際、捕獲数、捕獲割合を見てみますと、狩猟よりもずっと管理捕獲、有害捕獲のほうが数が多くなっていますので、もし出猟カレンダーだけでやる場合と、実際に狩猟の場合と報償金制度の中での捕獲の場合と狩猟者のモチベーションもちょっと違ってきたりするのかなという気もしまして、できれば両方、狩猟及び管理捕獲の中でもこういうCPU E を出したうえでデータをとって、そして実際には捕獲頭数だけでは増減の傾向は分からないので、CPU E を使って実際の地域ごとのイノシシの状況というのを把握していったほうがより実際の防除に繋がっていくのではないかな、この管理計画のビジョンに繋がっていくのではないかなと思えます。

唐木議長

はい、事務局お願いします。

佐藤室長

すいません。資料編の方になってしまうんで見づらかったかもしれないのですが、40、41、42、43 ページの方にですね、いわゆる許可捕獲に基づく捕獲記録表と、狩猟にあたって作っていただく出猟カレンダーと両方の形で様式を示させていただいておまして、許可捕獲の場合は許可を受けた人たちにこれを作ってくださいという形でやらせていただいていますし、狩猟で入られた方



福江委員	<p>たちには出猟カレンダーということでも、これで報告をお願いしますということをお願いさせていただいている形で、とりあえず両方やる方向でやってはおります。</p> <p>ただ、計画発足時からずっとやっているんですが、今一つ集まりが良くないという実態がございまして、そこら辺をきちんと徹底していく中でCPUЕですとかWPUЕなどを、もうちょっと正確に出せるように今後しっかりと進めてまいりたいとは思っております。</p> <p>よろしく申し上げます。</p> <p>よく行政の方、よく野生動物の事をご存じない方が間違われるのが、沢山獲れたからいいじゃないかとおっしゃる方がいらっしゃいます、反対に、獲れないのはどうして獲れないんだとおっしゃる方もいらっしゃいます。</p> <p>これはやっぱり、個体数の密度だったり絶対数であったり、その違いによって、もちろん数が少なければ、いなければ獲れないのは当たり前で、CPUЕが下がっていくわけですけども、その辺が分からないままシカにしてもイノシシにしても、たくさん獲ればそれでいいっていう風に思っちゃる方が多いので、よりどれだけ減らしたかというのが重要になってきますので、そういう視点で計画書を作っていたらと思います。</p>
唐木議長	<p>ご意見ということで申し上げます。</p>
中山委員	<p>被害作物をエサとして使用しない事ということが明記されていますよね、それからあと、銃猟はイノシシに対する警戒心を与える効果があるから併せて推進するという、この2つについてよく分かりません。まず1点目の方はですね、エサを変えることによって捕獲効率が下がっても良いという判断ですかね。</p> <p>それから2点目については、銃猟を無秩序に行うとですね、当然「スレ」ますので、捕獲効率が下がると思うんですけど、それは捕獲効率が下がる事よりも追い払いの方が重要だという風に考えられている、そういうことなんでしょうか。</p>
唐木議長	<p>はい、事務局で申し上げます。</p>
佐藤室長	<p>まず、後ろの方から。銃猟によるスレの発生は、当然考えられます。ただ、シカと違いましてイノシシについては山の中にいてさえくれば特に問題ないと認識しております。山の中にいて、シカのように無秩序に増えまくられる生き物ではないと思っております。やっぱり増えるためには、里に近づいてきて、農作物で</p>

すとか、人間に関わるような高栄養なものを食べることによってやっぱり増えてしまうということで、里に近づかないようにさせるための方が重要なのではないかとイノシシについては、私どもはそう考えております。

あともう一つ、エサの関係です。こちらにつきましても、捕獲効率うんぬんの話は当然出てきます。ただ、やっぱりそれによって里に近づいてくる、新たに被害が増える事の方が長野県にとっては怖いのではないかという認識で今考えております。

中山委員

個体数の減少を図るというよりは、農業被害を小さくする、来ない方がいい、ということが重要というお考えは分かりました。地域によっては獲れなくなってきたということですが、そうするとさっき意見があったとおり、獲りすぎると困って話が出てくるのだと思うのですが、それを言っているとですね、私も同じような仕事をしておりましたので経験的にですね、あつという間にまた個体数が復活してしまうことがあります。まさに税金の垂れ流しと言われかねないような状況が出てくるというのがあって、個体群管理は考えてはいないと言われていましたけれども、今後はある程度そういう状況が増えてきたら個体数管理という概念も持っていく必要があるのかなと思いました。

唐木議長

ありがとうございました。他に、はいどうぞ。

打越委員

地域の対策チームの件と、大学やNPOの活用のところの2点でございます。

まず、各県の振興局の対策チームの活動が思わしくないという話が6ページに出ていて、14ページの方には、だから研修会を行うという風にしてあるのですけれども、思わしくない理由というのが実は地域によって色々だろうという風に思います。

スタッフのスキルの未熟というのも、もちろんありますけれども、地域の間関係が、中に入って行きにくい地域であるとか、何でもいから駆除してくれっていうような地域であったり、あるいは地元の側が行政との距離が非常にあるという地域だったり、活動が思わしくないのは、むしろ原因はいろいろあるのではないかとすると、単にこうすればいいよ、マップはこうやって合意形成すればいいよっていう研修会をするというよりも、各地域で対策チームが活動できない原因は何かをしっかりと拾い上げてあげて、その原因分析のワークショップのようなものをするということで、振興局の地理的区分を超えて情報共有ができるのかなという風に思いました。14ページに研修を県として行うというものがありますが、原因究明を、要はフォローアップの目線を入れてあげても

いいのではないかなという風にしたものが1点です。

それから、16ページ、13ページから始まってますが、県や市町村や猟友会がどんな役割を果たすかというのが色々書いてあるんですが、16ページの5、大学、NPO等というところが、たった1行なのが、私はもったいないなと思ひまして、長野県内でも南の側であれば、信州大学の農学部がありますけれども、そうでなくても、例えば長野大学であれば、地域環境ツーリズムということで、地域活性化や合意形成に尽力している先生もいらっしゃると思うのですね。この地域のハザードマップ作りとか、合意形成の話って、どうしても行政職員と地元のおじさん達でやろうとすると、雰囲気は暗くなるというか、煮詰まるというか、そこに例えば「地域の事を勉強してます。」「活性化の事やってます。」っていう若者が少しでも勉強のために入ってくれば全然雰囲気が変わってくる。私も実際軽井沢で色々な活動をする中で、大学生がちょっと手伝ってくれるだけで地元のおじさんたちの雰囲気が柔らかくなるし、さらに行政担当者が責められる状況も改善できるなど、そういう風に思うと、大学そしてNPO等がたった1行なのはもったいない。

むしろ、若い人たちをどう巻き込んで、ちょっとでも彼らが入ることで、合意形成の雰囲気は明るくなるかと思うのももう少し書き足してもいいんじゃないかなと思ひました。ただし、以上の2点は、イノシシの特定計画、先ほどの二人の専門家とは違ひまして、イノシシならではの話ではありませんけれども、有害鳥獣対策で考えてもらえればと思ひました。

唐木議長

事務局でお願いします。

佐藤室長

対策チームの活性化に当たって研修会をやるだけでいいのかというご意見が一つだと思ひます。ちょっと言葉足らずの書き方だったのでそういう風に受け取られてしまうのかもしれないのですが、私ども一応、年に1回、必ず、各対策チームが寄り合つて、互いの地域でどんなことをやってきて、どんな失敗をしているのだという意見交換をやることにしていました。ただまあ、それが近年どうも、ちょっと下火になって、とりあえず発表するだけで意見を戦わせてないみたいな、そんな形がありましたので、今年度やり方を変えたいというようなお話もさせていただいたので、できれば一泊二日でちゃんとやろうというような仕組みも今、考えておりますので、そこらへんも分かるように書き込めれば、書き方を工夫してみたいと思ひます。

あともう一つ、大学・NPO等についての書き方、もうちょっと有効活用するんだよということを書き加えた方がいいんじゃない

<p>唐木議長</p>	<p>いかというお話かと思えます。確かに言われてみますと、至極あっさりしてまして、こんなにあっさり書かなくてもいいのになと、確かにあると思えます。先生ご指摘のような、大学、NPO等の活動、やられている地域も実は県内いくつかございます。そこら辺も踏まえたような書き方をまた検討させていただければと思えます。</p> <p>よろしいですか。他に発言がないようですので、この案件の取扱いにつきましてお諮り致します。</p> <p>本件につきましては、ただ今、委員の皆さまから出された意見を踏まえて、今後更に専門委員会等で検討をいただいて、次回以降の審議会で答申案を審議していくということにしたいと思えますが、いかがでしょうか。</p> <p>ご意見がないようですので、本件につきましてはこのように決定をさせていただきます。</p> <p>次に、報告事項ア「県立自然公園条例の一部改正について」でございます。</p> <p>幹事からご説明をお願いいたします。</p>
<p>宮原自然保護課長</p>	<p>自然保護課長の宮原でございます。</p> <p>県立自然公園条例の一部改正について、ご説明します。</p> <p>県立自然公園条例の一部改正については、9月の県議会定例会で可決され、10月16日に公布・施行されたところです。</p> <p>改正条例の内容を説明するとともに、今後、環境審議会に依頼する事項があることから、それについて説明します。</p> <p>自然保護課から環境審議会へ審議をお願いしている事項としては、希少野生動植物保護回復事業計画の策定を始め、県立自然公園を指定する場合ほか公園毎に規制や利用を具体的に定める公園計画の決定・変更についてご審議いただくこととなっています。</p> <p>まず資料の裏面をご覧ください。長野県内の自然公園の指定状況ですが、国立公園5地域、国定公園3地域、県立自然公園の6地域が現在指定されているところです。</p> <p>それでは表面に戻っていただき、改正内容について説明します。</p> <p>まず、「1 改正の背景・理由」についてですが、県立自然公園条例は、自然公園法に基づき昭和35年に豊かな自然、風致景観を保護する面と、その自然を多くの方々に楽しんでもらう、保健休養に役立つという、保護と利用の両面から県立自然公園を指定し、運用を図ってきたところです。</p> <p>県立自然公園を指定以来40年ほど見直してこなかったことから、平成27年から「点検・検討事業」として、見直しを行ってき</p>

たところ、県立自然公園の関係者から、「自然公園に必要な施設であっても、なかなか施設の整備が進まない」という意見があり、その点を改めた方がいいのではないかという意見もいただいた。これを受け、魅力ある自然公園づくりを進め、県の宝として活かしていこうと考えているところです。

まさに、現在、長野県では、「世界水準の山岳高原観光地づくり」や「地域との協働」という形で動いているところであり、「1(2)公園管理の方針」にあるとおり、「地域の意向を反映した公園管理」を目指していくことを考えています。

資料の表面のオレンジの枠の中に、保護の面として、地種区分として特別保護地区から第1種、第2種、第3種特別地域、普通地域というように、地域を分けて規制の状況が変わっております。それから、利用計画ということで、山小屋や道路など利用のための施設を作り、利用を進めています。

実は、県立自然公園条例の仕組みの中で、「利用計画」という言葉はあっても、利用施設を具体的に実現する手段が条例に明記されていませんでした。そこで、今回、必要な施設整備を推進するため「公園事業」という実現手段を条例に明記したところです。それとともに、「地域の意向を反映した公園管理」を実現するため、「地域会議」という事例で、地域と協働して公園管理を進める制度を盛り込んだところです。

「2 改正の主な内容」ですが、現在は保護・利用のために必要な施設であっても規制計画の地種区分に基づき、一律の規制がかかっておりますが、公園計画に基づく必要な施設を整備する場合、公園事業として規制の適用除外とすることを、条例に明記したところです。公園事業の対象施設は、自然公園法に倣い、どんな施設でもできるわけではなく、自然公園の保護と利用に必要な施設として12種類に限定されます。

「3 公園事業の執行手続き」ですが、今回新たに規定したものは、右側の点線で囲った新設規定の部分になります。これまでも計画案の作成、審議会の議論を経て計画の決定までは条例に規定されていましたが、公園事業を具体的に誰が、どのように執行するのかを新たに条例に規定したところです。それから、左側新規規定の「関係者意見交換」ですが、地域会議という形で関係者の意見を公園に反映させていくことを考えています。

具体的な事例として、裏面をご覧ください。

まず、①ビクターセンター建設の場合ですが、公園の普及啓発や利用のために必要なビクターセンター建設であっても、第1種特別地域では整備できないといった制限がありましたが、今回条例を改正し、「博物展示施設」という位置付けにすることで、必要最小限という形ではありますが、特段の規制はなくなることにな

	<p>り、必要な整備ができることとなります。</p> <p>また、②二ホンジカの食害対策用の電気柵の設置の場合ですが、春に設置して秋に外し、冬を越すということで、毎年春と秋に電気柵を設置・撤去を繰り返す必要があります。現在これを行いますには、その都度許可申請をする必要がありますが、公園事業の「自然再生施設」に位置付けることにより、内容が変わらない限りは、許可の手続きは不要となり、公園内の高山植物の保護活動が、継続的に行われるようになります。</p> <p>今後、条例改正により、公園計画の変更という事項がこれから発生してきます。その際には、環境審議会において公園計画の適否についてご審議いただくこととなりますので、よろしくお願い致します。自然保護課からの説明は以上となります。</p>
唐木議長	<p>ただいまの説明につきまして、ご質問等はございますか。</p>
打越委員	<p>利用を促進して、また観光産業を振興するというところで、方向性としては私も頷くところですが、仕組みを大きく変えるところだと思えます。資料裏面の例①ビジターセンター建設ですが、施設取扱方針では定性的基準ありということになってはいますが、定性的基準がどうなってくるのかが重要だと思えます。たとえば、施主が市町村なのか一般財団法人なのか、それともリゾート運営企業でもありなのかと、施主によって雰囲気も大きく変わってくると思えます。また、野営場も休憩施設も対象施設としてOKということはイメージできますが、野営場と休憩場をセットで作る、たとえば野営場にカフェを作るといったプラスアルファのサービスについても、色々出てくるだろうと思えます。定性的基準が単に建築物としての基準だけでなく、営利性も含めて、運営やその主体、サービスの内容も明らかにしてお示しいただけたら分かりやすいと思えます。</p>
宮原自然保護課長	<p>定性的基準がどうなるのか報告してほしいという点ですが、「地域の意向を反映した公園管理」を今後の方針にしていくことからまさに、今お話のあったことを、執行基準という形で、各公園に地域会議を設置し、行政はもちろん、保護の立場の方、利用の立場の方、主な土地所有者を主なメンバーとして、各公園で検討していただきたいと考えております。それを審議会に報告できればと考えています。</p>
唐木議長	<p>全体を通じて何かございましたらお願いします。</p> <p>はい、備前委員どうぞ。</p>

備前委員	<p>今日の議題ではございませんが、私たちの委員会に関係しております、先般、8月29日に南木曾の水道水源の保全地区の、いわゆるアセスの、私たちが委嘱している側ではありますが、水道水源地域の保全に関わる専門委員会がございました。これは報道もされており、私も傍聴させていただきましたが、その中で、専門委員の中から、現状、リニアのトンネルの工事が山口村、岐阜県側から始まってきているわけですが、長野県の南木曾地域の水源についてどうするかという会議において、私も発言を聞いてびっくりしたんですが、万が一影響があるという時には他の水源からの簡易水道、水源に回すことが可能かどうか検討しておくことが必要だという発言がありました。</p> <p>本来、水道水源を守る条例に基づいて、私たち委嘱している側ではありますけれども、専門委員の側から、まだ浅層からなのか深層からなのかの湧水もはっきりしていないと思うのですけれども、そうしたところで結論めいてその先をいう発言をされたというように私は受け止めたのですが、既に岐阜県側からも着工が進められてきていて、当時長野県であった山口村もこの水源を保全するエリアとしてなっていたところが、結局長野県ではなくなったものですからそちら側からは掘ってこられるような状況にあるのですが、現在長野県でこの問題で審議していただいて専門家のみなさんが話されている中において、やはりこうしたそれぞれ学者の先生達ですので発言は自由だと思うんですが、本来の条例の趣旨等をしっかりとご認識をいただいているものだと思いますけれども、ちょっとその辺が、どうしてこういう発言になっていくのか、私も非常にびっくりしたわけですが、そうした面が私たちに答申とか中間報告で11月ですかね、遅れるとも言われておりますが、上がってくるという風に聞いているんですけれども、で、その点についてもですね、当委員会の方にもこういったことがありましたというような資料をご提出いただければと思いますので、これはこの審議会は今日はこういう時間ですので、どうこうとは申し上げませんが、やはりそうした非常に重要なところだと思っておりますので、本来のやはり水道利用でも、農業や観光にも使っている水源のことで、現地の方が非常に心を痛めた一場面だったというように私は思っておりますので、そういった面でもこういう会議にもそうした資料をご提供いただければと思いますので、よろしく願いいたします。</p>
唐木議長	はい。何かありますか。
中山水大気	水大気環境課長の中山でございます。

環境課長	<p>今、委員ご指摘の妻籠の水道水源保全地区の事前協議につきましては、現在、この審議会の下に専門委員会を設けて議論をしております。今まで3回の専門委員会を開催したところでございます。</p> <p>今現在、これにつきましては、各委員からの現況に対する質問ですとか、状況について色々な議論をされているところでございまして、今後、論点を少し整理をしていきたいと思っております。その上で、この環境審議会の方でも中間報告という形で報告をさせていただきたいと考えているところです。</p> <p>それから、先ほどの代替水源の話ですけれども、当然この水道水源保全地区ですから、水道水源を守ることが第1番の目的でございます。</p> <p>その中でこの事前協議におきまして、知事の方から最終的な同意をするかどうかの判断をするわけですけれども、その際には、地元市町村の意見、それから環境審議会の意見を踏まえた上で最終的な案としていきたいと思っております。</p> <p>そういった中で、委員の皆さんには、この保全地区の条例の趣旨は十分お伝えしてございます。</p> <p>一方で、町としても当然水源を守っていきたいという思いは当然あるわけですが、その一方で万が一の場合について何らかの措置は担保してほしいという意見もございます。そういった中での発言だったという風に私は理解をしておりますが、当然、一番の趣旨につきましては、この保全地区内の水源を今回のリニアの工事によって影響があるのかないのかというところを専門委員会の方で議論していただいているところでございます。</p> <p>また、中間報告の際には、その辺を含めてご説明をさせていただきたいと思っております。</p>
唐木議長	<p>ありがとうございました。中間報告もあるということでございますのでお願いいたします。</p> <p>他はよろしいですか。それでは、ご質問はないようですので、本日予定をしておりました議事は全て終了いたしました。</p> <p>よろしければ、以上をもちまして、本日の議事を終了し議長の務めを終わらせていただきます。ご協力、ありがとうございました。</p>
司会	<p>急遽、会長代理として議長をお務めいただきました唐木委員さん、たいへんありがとうございました。</p> <p>次回の審議会は11月16日木曜日を予定しております。開催につきましては、改めてご案内申し上げます。</p> <p>それでは、以上をもちまして平成29年度第4回長野県環境審議</p>



	<p>会を閉会させていただきます。 本日はありがとうございました。</p>
--	---